

令和4年度自己情報開示等請求一覧

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考			
							決定区分	不開示の部分及び理由					
1	R4.4.12	戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本交付のお願い	1	開示	市民課	戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本交付のお願い	R4.4.20		開示	(1)開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本交付のお願いに記載の氏名の一部、続柄については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため (2)押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第3号に該当するため。	1	閲覧	
				訂正									
				削除				1	部分開示			写しの交付	
				目的外利用等									
				中止					不開示			写しの郵送	
2	R4.6.20	幸手市大字幸手字長倉3620番, 3621番, 3622番1の土地についての農地法第5条第1項の規定による許可申請書及び委任状		開示	農業委員会				開示			閲覧	
				訂正									
				削除					部分開示			写しの交付	
				目的外利用等									
			1	中止					不開示			写しの郵送	

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容			開示方法	備考		
								決定区分	不開示の部分及び理由				
3	R4. 6. 21	医学的意見書及び心理・職能意見書	1	開示	社会福祉課	医学的意見書及び心理・職能意見書(令和4年度分)	R4. 7. 4	1	開示		閲覧		
				訂正									
				削除					部分開示		1		写しの交付
				目的外利用等									
				中止					不開示				写しの郵送
4	R4. 6. 27	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R4. 7. 8		開示	<small>(1) 開示請求者以外の個人に関する情報          戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の氏名、生年月日、続柄、利用目的及び提出先の一部の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため          (2) 押印された印影          事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、幸手市個人情報保護条例第1</small>	閲覧		
				訂正									
				削除				1	部分開示		1		写しの交付
				目的外利用等									
				中止					不開示				写しの郵送
5	R4. 7. 5	住民票の写し印鑑証明書戸籍等交付申請書	1	開示	市民課	住民票の写し・印鑑証明書・戸籍等交付申請書・公的証明書取得に関する委任状	R4. 7. 13		開示		閲覧		
				訂正									
				削除				1	部分開示		1		写しの交付
				目的外利用等									
				中止					不開示				写しの郵送

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容			開示方法	備考			
								決定区分	不開示の部分及び理由					
6	R4. 7. 7	判定書及び心理・職能意見書	1	開示	社会福祉課	判定書及び心理・職能意見書（令和4年度分）	R4. 7. 13	1	開示			閲覧		
				訂正										
				削除					部分開示		1	写しの交付		
				目的外利用等										
				中止					不開示			写しの郵送		
7	R4. 8. 9	戸籍謄本等の郵送請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本等の郵送請求書	R4. 8. 24	1	開示	開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本等の郵送請求書に記載の氏名、生年月日、住所、電話、電話番号、使用目的の一部については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため		閲覧		
				訂正										
				削除							部分開示	1		写しの交付
				目的外利用等										
				中止							不開示			写しの郵送

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考			
							決定区分	不開示の部分及び理由					
8	R4. 8. 19	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R4. 8. 25	1	開示	閲覧			
				訂正									
				削除							1	写しの交付	
				目的外利用等									写しの郵送
													閲覧
9	R4. 8. 22	判定書、心理・職能意見書	1	開示	社会福祉課	判定書及び心理・職能意見書（令和4年度分）	R4. 9. 5	1	開示	閲覧			
				訂正									
				削除							1	写しの交付	
				目的外利用等									写しの郵送
				中止									

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考		
							決定区分	不開示の部分及び理由				
10	R4. 8. 25	戸籍謄本（住民票の写し等職務上請求書）	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R4. 9. 1		不開示の部分及び理由 （以下開示請求者以外の個人に関する情報） 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の氏名、生年月日、業務の種類、利用目的の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため（2）押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため		1	写しの交付
				訂正								
				削除								
				目的外利用等								
				中止								
11	R4. 9. 5	戸籍謄本等の郵送請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本等の郵送請求書	R4. 9. 7		不開示の部分及び理由 （以下開示請求者以外の個人に関する情報） 戸籍謄本等の郵送請求書に記載の住所、氏名、生年月日、電話番号、使用目的の一部については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため		1	写しの交付
				訂正								
				削除								
				目的外利用等								
				中止								
12	R4. 9. 14	戸籍謄本等の郵送請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本等の郵送請求書	R4. 9. 16		不開示の部分及び理由 （以下開示請求者以外の個人に関する情報） 戸籍謄本等の郵送請求書に記載の住所、氏名、生年月日、電話番号、使用目的の一部については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため		1	写しの交付
				訂正								
				削除								
				目的外利用等								
				中止								

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考			
							決定区分	不開示の部分及び理由					
13	R4. 9. 14	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R4. 9. 21	1	開示	(1)開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の氏名、業務の種類、利用目的及び提出先の一部の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため (2)押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業の営み等の権利利益を害	1	閲覧	
				訂正									
				削除							写しの交付		
				目的外利用等									
				中止							写しの郵送		
14	R4. 10. 18	医学的意見書及び心理職能意見書	1	開示	社会福祉課	医学的意見書及び・職能意見書(平成27年度分)	R4. 10. 21	1	開示		1	閲覧	
				訂正									
				削除							写しの交付		
				目的外利用等									
				中止							写しの郵送		
15	R410. 24	判定書、審理・職能意見書	1	開示	社会福祉課	判定書及び心理・職能意見書(令和4年度分)	R4. 10. 26	1	開示		1	閲覧	
				訂正									
				削除							写しの交付		
				目的外利用等									
				中止							写しの郵送		

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考				
							決定区分	不開示の部分及び理由						
16	R4.11.11	改葬許可申請書	1	開示	市民課	改葬許可申請書 (平成29年4月から令和4年3月分)	R4.11.22		開示	上記期間での申請がなく、対象文書が存在しないため。	1	閲覧		
				訂正										
				削除					部分開示					写しの交付
				目的外利用等										
				中止				1	不開示					写しの郵送
17	R5.1.4	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R5.1.16		開示	(1)開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の氏名、業務の種類、提出先の一部の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため (2)押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第3号に該当するため	1	閲覧		
				訂正										
				削除				1	部分開示					写しの交付
				目的外利用等										
				中止					不開示					写しの郵送
18	R5.2.7	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R5.2.13		開示	(1)開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の氏名、生年月日、業務の種類、利用目的及び提出先の一部の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため (2)押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第3号に該当するため	1	閲覧		
				訂正										
				削除				1	部分開示					写しの交付
				目的外利用等										
				中止					不開示					写しの郵送
19	R5.2.7	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R5.2.17		開示	(1)開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の氏名、業務の種類、利用目的及び提出先の一部の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため (2)押印された印影	1	閲覧		
				訂正										
				削除				1	部分開示					写しの交付
				目的外利用等										
				中止					不開示					写しの郵送

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考				
							決定区分	不開示の部分及び理由						
20	R5.2.20	身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用） 医学的意見書（腎臓機能障害用）	1	開示	社会福祉課	身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用） 医学的意見書（腎臓機能障害用） （令和4年度分）	R5.2.27		開示	1	閲覧			
				訂正										
				削除				1	部分開示				(1)開示請求者以外の個人に関する情報 身体障害者診断書・意見書及び医学的意見書に記載の押印された印影は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため (2)押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため	
				目的外利用等										
				中止					不開示				写しの郵送	
21	R5.2.26	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R5.3.3	1	開示	1	閲覧			
				訂正										
				削除					部分開示				(1)開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の氏名、業務の種類、提出先の一部の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため (2)押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第3号に該当するため	
				目的外利用等										
				中止					不開示				写しの郵送	



整理番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考		
								決定区分	不開示の部分及び理由				
22	R5. 3. 16	戸籍証明書等請求書委任状	1	開示	市民課	戸籍証明書等請求書委任状	R5. 3. 22		開示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍証明書等請求書及び委任状に記載の氏名、住所、電話番号、生年月日、印影、事情及び請求の詳細及び委任事項の一部の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、幸手市個人所法保護条例第18条第2号に該当するため (2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、幸手市個人情報保護条例第18条第3号に該当するため。	閲覧		
				訂正									
				削除				1	部分開示		1		写しの交付
				目的外利用等									
				中止					不開示				写しの郵送
23	R5. 3. 23	戸籍謄本等の郵送請求書(委任状)	1	開示	市民課	戸籍謄本等の郵送請求書委任状	R5. 3. 31		開示	開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本等の郵送請求書及び委任状に記載の氏名、住所、電話番号、生年月日、印影、関係及び使用目的及び委任事項の一部の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる者であり、幸手市個人情報保護条例第18条第2号に該当するため	閲覧		
				訂正									
				削除				1	部分開示		1		写しの交付
				目的外利用等									
				中止					不開示				写しの郵送

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考		
							決定区分	不開示の部分及び理由				
24	R5.3.23	住民票の写し、印鑑証明書、戸籍等交付申請書、委任状	1	開示	市民課	住民票の写し・印鑑証明書・戸籍等交付申請書委任状	R5.3.29		開示	1	閲覧	
				訂正								
				削除				1	部分開示	写しの交付		
				目的外利用等								
				中止					不開示	写しの郵送		
25	R5.3.24	戸籍謄本請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本等職務上請求書	R5.3.29		開示		閲覧	
				訂正								
				削除				1	部分開示	写しの交付		
				目的外利用等								
				中止					不開示	写しの郵送		

整理 番号	受付日	記録の名称又は 内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び 内容	決定日	決 定 の 内 容			開示方法	備 考	
									決定区分	不開示の部分及び 理由			
26	R5. 3. 23	医学的意見書・ 心理・職能意見 書		1	開 示	社会福祉課	医学的意見書及び 心理・職能意見書 (令和4年度分)	R5. 3. 31	1	開 示		1	閲 覧
					訂 正								
					削 除					部分開示		1	写しの交付
					目的外利用等								
					中 止					不 開 示			写しの郵送